

広域消防運営計画策定に係る協議事項

協議番号	協議項目
第1号	広域化の方式について
第2号	広域化のスケジュールについて
第3号	消防本部の位置及び名称について
第4号	消防本部及び消防署の組織について
第5号	消防本部及び消防署の権限について
第6号	部隊運用等について
第7号	指令センターについて
第8号	消防署の管轄区域について
第9号	消防署等の配置について
第10号	消防署所の名称について
第11号	勤務形態について
第12号	広域化後の定員配置について
第13号	採用計画について
第14号	職員の配置について
第15号	職員の任用について
第16号	職員の給料について
第17号	職員の諸手当について
第18号	職員の階級及び職務の級について
第19号	職員の教育・訓練・研修等について
第20号	職員貸与物品について
第21号	消防施設計画について
第22号	通信施設について
第23号	経費負担方法について
第24号	財産の取扱いについて
第25号	手数料、負担金等の取扱いについて
第26号	消防団との連携確保（通常時の連携体制）について
第27号	消防団との連携確保（災害時の連携体制）について
第28号	防災・国民保護担当部局との連携確保について

協議第 1 号

広域化の方式について

協議内容	1 地方自治法第 252 条の 14 に基づく堺市への消防事務委託方式とする。 2 広域化に併せ、大阪狭山市の消防行政に係る意見調整を行う会議体を設置する。
------	---

(理由等)

- (1) 大阪狭山市において、今後の消防体制のあり方について検討した結果、①行財政上の様々なスケールメリットを活かした消防体制の充実強化による住民サービスの向上、経費削減及びスピード感のある意思決定が行える。②高度で専門的かつ合理的な消防行政が確保できる等の理由から、堺市への消防事務委託が最良であるとの判断がなされた。
- (2) 堺市において、大阪狭山市の消防事務を受託する効果等を検討したところ、①大阪狭山市は、山岳や大規模な工場地帯、地下街等がなく、火災等の発生件数も少ない地域である。②堺市中区、東区、南区、美原区と隣接しており、各消防署及び出張所から幹線道路を利用した出場が可能である。③大阪狭山市内に堺市の消防拠点施設を 2 か所保有することとなる等、隣接地域での火災や救急事案の現場到着時間の短縮が図られることが期待できる。
- (3) 広域化により指揮命令系統が一元化され、特別高度救助隊や大型化学自動車等の特殊車両をはじめ政令市消防の強靱な消防力をもって大阪狭山市内の災害対応を行うことで、より充実した消防サービスの提供及び安全・安心の確保が可能となる。
- (4) 広域化後は、すでに堺市が受託している高石市との間で設置している高石市消防事務運営協議会と同様に、消防力の整備及び維持、経費の負担並びに委託事務の適正な管理・執行に関する事項等について、協議・意見調整を行う会議体を設置する必要がある。

協議第 2 号

広域化のスケジュールについて

協議内容	広域化の開始時期は、令和 3 年 4 月 1 日からとする。
------	--------------------------------

(理由等)

- (1) 広域化による消防サービスの向上効果は、可能な限り早期に住民に提供することが望ましく、他都市の成功事例を参考にすると、協議会設置から協議に約 1 年、その後の運用準備に約 1 年を要している状況である。
- (2) 消防組織法第 32 条第 1 項の規定に基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁告示）」では、「推進期限である令和 6 年 4 月 1 日までに行われる広域化に伴う広域消防運営計画又は消防署所等再編整備計画に基づく整備であって、広域化後 10 年以内に完了するものに要する経費については、所要の地方財政措置を講ずる。」とされている。
- (3) 現行の緊急防災・減災対策事業債（地方債充当率 100%・交付税算入率 70%）は、対象事業年度が平成 29 年度から令和 2 年度までとなっており、令和 3 年度以降の財政措置の内容については、不透明な状況である。

協議第3号

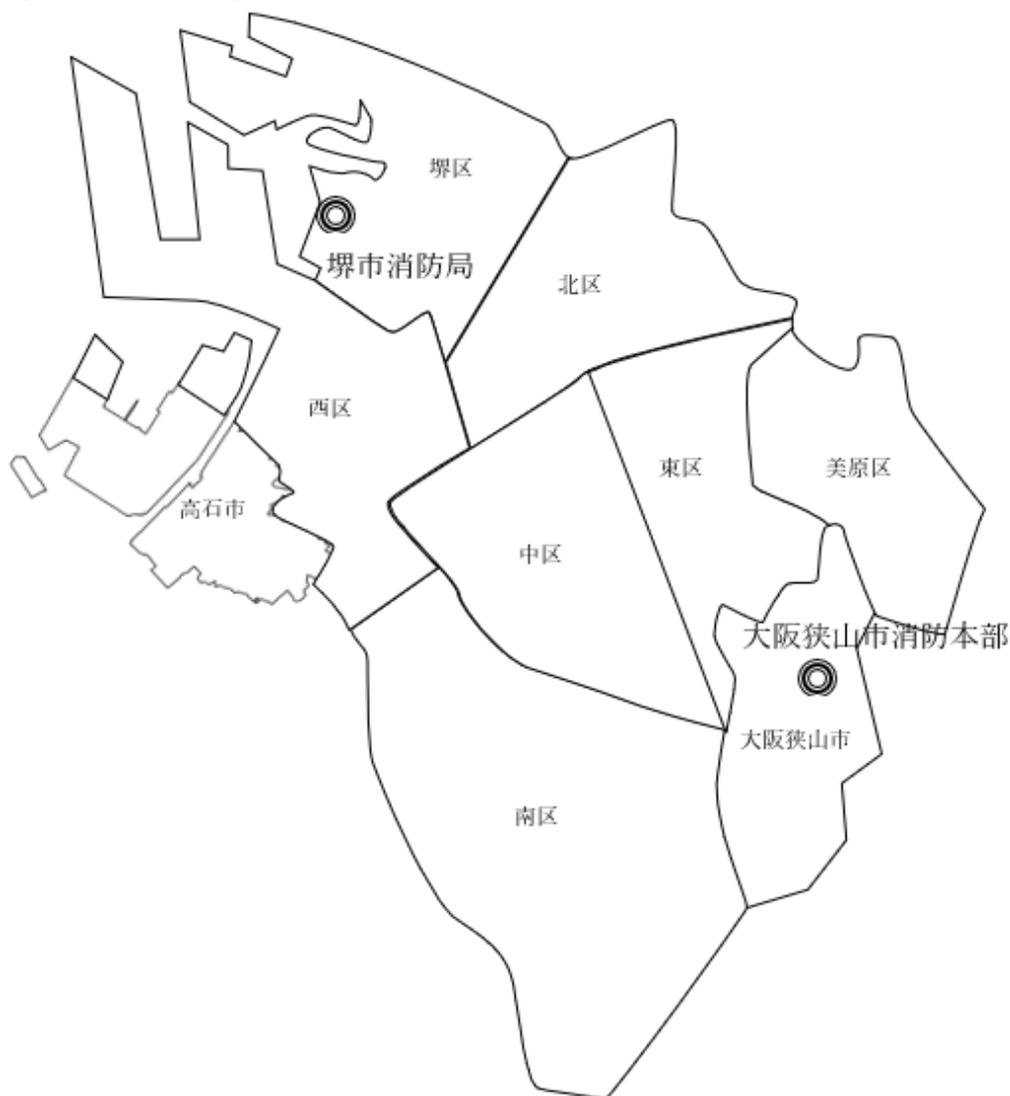
消防本部の位置及び名称について

協議内容	消防本部の位置は、堺市堺区大浜南町3丁2番5号とし、消防本部の名称は、「堺市消防局」とする。
------	--

(理由等)

- (1) 大阪狭山市から堺市への消防事務委託であることから、現状の「堺市消防局」の位置及び名称とする。
- (2) 大阪狭山市民には消防本部の位置及び名称が変更となる旨、事前周知を図る。

【消防本部配置図】



協議第 4 号

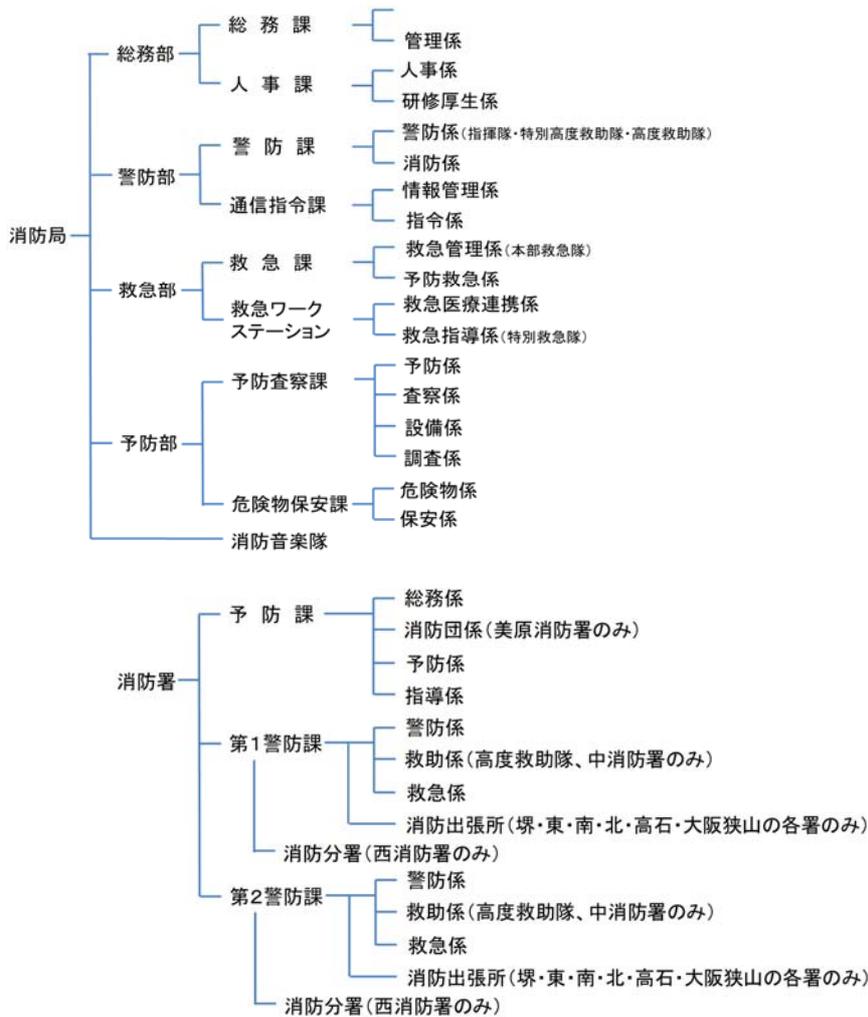
消防本部及び消防署の組織について

協議内容	堺市消防局の組織に集約する。
------	----------------

(理由等)

- (1) 大阪狭山市消防本部の各グループ（総務・予防・救急・警防）は、事務及び人員の効率化を考慮し、堺市消防局の消防本部の機構 4 部 8 課に集約する。
- (2) 現在の堺市消防局の 8 消防署 1 分署 8 出張所の機構に、大阪狭山市内の 1 消防署 1 出張所を加える。
- (3) 広域化後の大阪狭山市内の消防署には、予防課（総務係・予防係・指導係）及び第 1 警防課（警防係・救急係・消防出張所）、第 2 警防課（警防係・救急係・消防出張所）を置く。

【広域化後の堺市消防局機構図（案）】



協議第 5 号

消防本部及び消防署の権限について

協議内容	<ol style="list-style-type: none">1 堺市消防局の例に統一する。2 大阪狭山市には、堺市火災予防条例を適用する。3 大阪狭山市防火協会の事務担当は、広域化後の大阪狭山市内の消防署（予防課）とする。
------	---

（理由等）

- (1) 大阪狭山市から堺市への消防事務委託であることから、法令上の責任は受託した堺市に帰属することとなり、大阪狭山市は委託の範囲内において、事務の執行管理権限を失うこととなる。
- (2) 現行の堺市消防局の消防本部及び消防署の事務分掌（課係制）に統一する。
- (3) 事務委託後は、大阪狭山市には、堺市火災予防条例が適用されることから、堺市火災予防条例の基準に不適合となる大阪狭山市内の防火対象物が存在するため、消防用設備等の設置に係る費用負担及び工事期間等を考慮して、特例や経過措置の要否について検討する。
- (4) 大阪狭山市防火協会は、現在の堺市高石市防災協会連合会（大阪府危険物安全協会南方面部会加盟団体）に加入し、これまでと同様の活動を継続したい意向であることから、他の防災協会と同様に、広域化後の大阪狭山市内の消防署（予防課）が事務を担当する。

協議第 6 号

部隊運用等について

協議内容	堺市消防局の例に統一する。
------	---------------

(理由等)

- (1) 堺市消防局の警防規程及び消防部隊出場編成等基準等に基づき、広域化後の大阪狭山市内の消防署所の部隊を含め、堺市消防局管内として統一に対応していくものとし、気象、地勢等を総合的に勘案して、必要な部隊の選定、出場指令、運用を行う。
- (2) 大阪狭山市民が、消防力が低下したと感じ、不安を抱くことがないように、当面の間は、大阪狭山市消防本部に配置していた主力車両の減車や配置変更を行わず、消防署配備の救助工作車及び消防出張所配備の 15m 級梯子付ポンプ車は、次回車両更新までの間、乗換運用を行う。
- (3) 広域化後の火災事案等に対応するため、堺市消防局及び大阪狭山市消防本部が相互に連携・協力し、計画的かつ効率的に事前の研修や地水利把握等を実施し、部隊運用を開始する。
- (4) 堺市消防局の運用に合わせ、広域化後の大阪狭山市内の消防署には、消防隊 2 隊及び救急隊 1 隊に、中隊長及び受付・無線要員（見張り）を配置し、消防出張所には、消防隊 1 隊及び救急隊 1 隊を置く。

【火災・救助・救急件数】 令和元年中

	火災	救助	救急
堺市	186	992	57,933
（うち高石市）	(8)	(40)	(3,223)
大阪狭山市	10	51	2,869
合計	196	1,043	60,802

協議第 7 号

指令センターについて

協議内容	堺市消防局の消防指令センター及び消防指令管制システムに統一する。
------	----------------------------------

(理由等)

- (1) 広域化後の統一的な部隊運用等を実現するため、全ての 119 番通報を堺市消防局消防指令センターで一括受信し、消防指令管制システムによる一元的な消防指令管制業務を遂行する。

- (2) 令和 2 年 4 月から本運用を開始する堺市消防局の消防指令管制システムは、最新・先端技術を採用し拡張性にも優れていることから、最小限の改修により大阪狭山市を管轄し指令管制を行うことができる。

協議第 8 号

消防署の管轄区域について

協議内容	広域化前の消防署所の管轄区域を基本とする。
------	-----------------------

(理由等)

- (1) 現在の堺市消防局の管轄区域に、「大阪狭山市の区域」を加えるものとし、広域化後の大阪狭山市内の消防署の管轄区域とする。

【消防署の管轄区域】

(令和 2 年 1 月 1 日現在)

名称	位置	管轄区域	面積 (k m ²)	人口 (人)
堺市堺消防署	堺市堺区市之町西 1 丁 1 番 27 号	堺区の区域	23.65	148,446
堺市中消防署	堺市中区深井沢町 6 番地 6	中区の区域	17.88	122,235
堺市東消防署	堺市東区日置荘原寺町 138 番地 5	東区の区域	10.49	84,501
堺市西消防署	堺市西区鶴田町 29 番 18 号	西区の区域	28.62	135,198
堺市南消防署	堺市南区原山台 1 丁 14 番 1 号	南区の区域	40.39	139,509
堺市北消防署	堺市北区新金岡町 4 丁 1 番 2 号	北区の区域	15.60	159,852
堺市美原消防署	堺市美原区黒山 6 番地 1	美原区の区域	13.20	37,968
堺市高石消防署	高石市西取石 1 丁目 27 番 23 号	高石市の区域	11.30	57,805

名称	位置	管轄区域	面積 (k m ²)	人口 (人)
堺市大阪狭山消防署	大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1	大阪狭山市の区域	11.92	58,746

【堺市消防署庁舎】

庁舎	構造	竣工日 (増築)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
堺市消防局	SRC造7階	H1.7.31	3,356.06	1,264.80	6,102.55
堺市堺消防署	RC造3階 地下1階	S43.3.30 (S52.3.31)	1,170.00	624.33	1,668.85
三宝出張所	RC造2階	H27.3.19	1,433.65	627.85	1,127.12
旭ヶ丘出張所	RC造2階	S50.3.1	602.34	359.59	715.56
三国ヶ丘出張所	RC造2階	S56.4.14	556.29	177.81	349.15
堺市中消防署	SRC造3階	H7.3.17	2,555.53	847.74	2,199.58
堺市東消防署	RC造3階	H18.3.2	2,500.00	1,254.90	2,429.97
登美丘出張所	RC造2階	S57.10.8	1,574.42	400.77	679.00
堺市西消防署	SRC造3階	H26.9.24	2,587.95	1,072.94	2,607.82
臨海分署	RC造2階	S44.12.3	3,305.91	585.10	1,051.53
堺市南消防署	RC造2階	S53.12.29	4,138.09	668.29	1,069.36
福泉出張所	RC造2階	S59.11.16	1,186.35	178.28	348.78
茶山台出張所	RC造2階	S49.3.1	986.09	298.03	587.65
堺市北消防署	RC造2階	S46.12.1	1,652.89	584.92	1,091.29
百舌鳥出張所	RC造3階	S49.6.17	660.56	307.81	849.20
堺市美原消防署	RC造3階	H7.11.24	2,423.27	814.61	2,053.96
堺市高石消防署	RC造2階	S53.10.12 (H8.3.27)	2,231.63	881.72	1,704.47
高師浜出張所	RC造2階 地下1階	S45.6.10	669.01	409.76	840.35

【大阪狭山市内の消防署所庁舎】

庁舎	構造	竣工日 (増築)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
堺市大阪狭山消防署	RC造4階	S48.5.10	※ 7,010.41	350.29	1,016.24
ニュータウン出張所	RC造3階	H4.7.18	※ 2,094.60	527.81	1,111.48

※ 大阪狭山市内の消防署所の敷地面積は、大阪狭山市役所等の他の公共施設と同一敷地となっている。

協議第10号

消防署等の名称について

協議内容	大阪狭山市内の消防署所の名称は、「堺市大阪狭山消防署」及び「堺市大阪狭山消防署ニュータウン出張所」とする。
------	---

(理由等)

- (1) 消防署所の名称は、所在する地名等を用いた住民に分かりやすく親しまれる名称が好ましいことから、広域化に伴う急激な変化による混乱等が生じないよう配慮し、現状の名称から必要最小限の変更とする。

新名称	旧名称	所在地
堺市大阪狭山消防署	大阪狭山市消防署	大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1
堺市大阪狭山消防署 ニュータウン出張所	大阪狭山市消防署 ニュータウン出張所	大阪狭山市大野台二丁目 1 番 3 号

協議第 1 1 号

勤務形態について

協議内容	堺市消防局の例に統一する。
------	---------------

(理由等)

(1) 勤務体制は、毎日勤務と隔日勤務に区分し、隔日勤務の形態は、堺市消防局及び大阪狭山市消防本部がともに採用する午前9時から翌午前9時までの24時間勤務2部交替(4週8休)制とする。

【隔日勤務形態】

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
勤務	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	●	●
日	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
勤務	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	●	●

○当務、×非番、●週休(公休)

【勤務時間】

勤務形態	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
毎日	38時間45分	7時間45分	9:00	17:30	12:00~12:45
隔日	38時間45分	15時間30分	9:00	翌9:00	12:00~12:45 18:00~18:45 23:00~翌5:30 7:00~7:30

協議第 1 2 号

広域化後の定員配置について

協議内容	広域化前の堺市消防局の定員の 933 人と事務委託後の消防本部及び消防署の運営に必要な 75 人を合計した 1,008 人とする。
------	---

(理由等)

- (1) 大阪狭山市消防本部の職員数は、災害事象や人口の変化、都市機能の変化等に対応してきた結果、必要な人員数を条例定数により 78 人と定め、現在 75 人（消防長含む）の職員数で運用している。
- (2) 大阪狭山市消防本部では、組織規模や事務量から効率的な運用を行うため、主に災害対応を行う消防署の職員が、消防本部の要員を兼務することで体制を確保している。
- (3) 広域化により消防本部機能を堺市消防局に集約することで、現在の大阪狭山市消防本部の人員が災害活動や火災予防の業務にあたるのが可能となり、効率的な配置運用により消防体制の充実・強化が図られる。
- (4) 堺市消防局の本部機能については、119 通報を受信する通信指令課を除き、現状の体制で効率的に運用可能である。
- (5) 人員の規模については、協議第 6 号による部隊運用を行う場合、消防力の整備指針に示される消防車両 4 人乗車、救急車両 3 人乗車とする堺市消防局の人員体制を基本として算出すると、62 人の人員の配置が必要となる。また、署長、副署長、及び管内の防火対象物数等を考慮した予防要員として必要なポストを確保した場合 9 人の配置となり、消防署を運用するために必要な要員数は、71 人となる。
- (6) また、事務委託に伴う本部要員数については、基本的には現在の消防局の要員数で増加する事務に対応するものとするが、大阪狭山市内からの 119 通報の増加に対応するため、オペレーターの日々の勤務人員を 1 人増員するために必要な 4 人を計上している。

【大阪狭山市消防本部の職員配置】

ポスト		配置人員[兼務](人)
消防本部	消防長・理事・次長	3
	総務G	4 [7]
	予防G	3 [6]
	救急G	2 [6]
	警防G	2 [6]
	小計	14 [25]
消防署	署長	1
	警防第1G	30
	うち本署	(22)
	うち消防出張所	(8)
	警防第2G	30
	うち本署	(22)
	うち消防出張所	(8)
	小計	61
合計		75 [25]

【算定基準となる必要ポスト数】

ポスト		配置人員 (人)
消防署	消防署長	1
	消防副署長	1
	予防課	7
	第1警防課	31
	うち本署	(20)
	うち消防出張所	(11)
	第2警防課	31
	うち本署	(20)
	うち消防出張所	(11)
合計		71

協議第13号

採用計画について

協議内容	堺市の採用の例に統一する。 なお、大阪狭山市内においても、随時採用情報や試験案内の周知を図る。
------	--

(理由等)

- (1) 広域化後の年齢構成等を踏まえ、要員管理及び採用計画を見直していく。
- (2) 大阪狭山市内においても、高石市内と同様に、随時、堺市消防局の採用情報や試験案内の周知を図る。

<参考>

◆ 高石市内での広報実施状況

- (1) 市役所、消防署へのポスターの掲出及び募集要項の配布
- (2) 採用募集案内の広報誌への掲載

◆ 令和元年度採用試験実施状況（堺市消防局）

試験区分	受 験 資 格	採用予定日
6月試験 (大学卒程度)	次の①、②のいずれかに該当する人で、変則勤務が可能な人 ① 平成2年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人(学歴は問いません。) ② 平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人(令和元年9月30日までに卒業見込みの人を含む。)又はこれと同等の資格があると堺市人事委員会が認める人	令和元年10月1日
	次の①、②のいずれかに該当する人で、変則勤務が可能な人 ① 平成3年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人(学歴は問いません。) ② 平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人(令和2年3月31日までに卒業見込みの人を含む。)又はこれと同等の資格があると堺市人事委員会が認める人	令和2年4月1日
6月試験 (大学卒程度、 航海・機関)	昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、6級海技士(航海)以上あるいは5級海技士(機関)以上の免許を有する人又は令和元年9月30日までに実施の国家試験により6級海技士(航海)以上あるいは5級海技士(機関)以上の免許を取得見込みの人で、変則勤務が可能な人	令和元年10月1日
	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、6級海技士(航海)以上あるいは5級海技士(機関)以上の免許を有する人又は令和2年3月31日までに実施の国家試験により6級海技士(航海)以上あるいは5級海技士(機関)以上の免許を取得見込みの人で、変則勤務が可能な人	令和2年4月1日
試験区分	受 験 資 格	採用予定日
9月試験 (高校卒程度)	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、変則勤務が可能な人 ただし、次の人は受験することができません。 ① 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業見込みの人 ② 専門学校(学校教育法に基づく専修学校専門課程)で高度専門士の称号を取得した人又は令和2年3月31日までに取得見込みの人 ③ 上記①、②と同等の資格があると堺市人事委員会が認める人	令和2年4月1日
9月試験 (高校卒程度、航 海・機関)	昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で6級海技士(航海)以上あるいは5級海技士(機関)以上の免許を有する人又は令和2年3月31日までに実施の国家試験により6級海技士(航海)以上あるいは5級海技士(機関)以上の免許を取得見込みの人で、変則勤務が可能な人 ただし、次の人は受験することができません。 ① 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業見込みの人 ② 専門学校(学校教育法に基づく専修学校専門課程)で高度専門士の称号を取得した人又は令和2年3月31日までに取得見込みの人 ③ 上記①、②と同等の資格があると堺市人事委員会が認める人	

協議第14号

職員の配置について

協議内容	堺市消防局の例に統一する。
------	---------------

(理由等)

- (1) 事務委託後は、消防局管内の消防力の均衡を図り、また人材育成を推進するため、堺市の消防職員として管内全域を異動の対象とする。

- (2) 広域化に伴い、堺市消防局の管轄区域に、大阪狭山市の区域が新たに追加されるものであるため、初期の異動に際しては、当該地域における豊富な消防業務経験等（地域の特性に応じた消防知識、技術等）を有効に活用することを考慮する。

協議第15号

職員の任用について

協議内容	1 大阪狭山市の消防職員を、堺市の消防職員として採用する。 2 職員は、選考により採用する。
------	---

(理由等)

- (1) 大阪狭山市が堺市に消防事務を委託する際に消防力を低下させないため、当該地域における豊富な消防業務経験等（地域の特性に応じた消防知識、技術等）を有する大阪狭山市の消防職員を堺市の消防職員として採用する。
- (2) 堺市消防局職員として採用するにあたり、あらかじめ大阪狭山市消防本部職員の意向確認を行う。
- (3) 選考における能力の実証は、大阪狭山市での人事評価及び書類選考で行う。

協議第16号

職員の給料について

協議内容	<p>1 堺市の給料表を適用する。</p> <p>2 新たに堺市職員となる者の級号給は、原則として、採用時から堺市職員であったと仮定した場合に格付けられる級号給を適用するものとする。</p> <p>3 2により支給される給料月額が、広域化前に受けていた給料月額に堺市と大阪狭山市の地域手当の支給割合の差を考慮して算出した額を下回る場合には、その差額を給料に加えて支給するものとする。</p>
------	---

(理由等)

- (1) 新たに堺市職員となる者の級号給は、堺市の級別標準職務表及び給料表を適用する。
- (2) 級号給の格付けは、任用予定の職務の級を適用し、給料月額については、同じ学歴、同じ経験年数を持つ堺市職員の給料月額と同等とすることが合理的であるため、堺市の基準に基づき、採用時から堺市職員であったと仮定した場合に格付けられる級号給に格付けるものとする。
- (3) 格付けられた級号給による給料月額が、堺市職員となる前に受けていた給料月額に、堺市と大阪狭山市の地域手当の支給割合の差分である5%を1.1で除した数値を乗じた額を加えた月額(現給保障額という。)を下回る場合には、その差額を給料月額に加えて支給する。

【級別標準職務表】

職務の級	標準的な職務
1 級	消防士の職務
2 級	消防士長の職務
3 級	消防司令補の職務
4 級	係長、主査又はこれと同程度の職務
5 級	課長補佐、主幹又はこれと同程度の職務
6 級	副理事、課長、署長、副署長、参事又はこれと同程度の職務
7 級	部長、部理事、署長(部長級)又はこれと同程度の職務
8 級	消防局長、消防局次長又はこれと同程度の職務

【地域手当の比較】

堺市消防局	大阪狭山市
100 分の 10	100 分の 15

協議第17号

職員の諸手当について

協議内容	堺市消防局の例に統一する。
------	---------------

(理由等)

- (1) 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市職員退職手当支給条例のほか、各種手当に関する規則等の規定に基づき、支給する。

【手当支給内容の比較】

手当の種類		堺市	大阪狭山市	
給与	扶養手当	○	○	
	地域手当	○	○	
	住居手当	○	○	
	通勤手当	○	○	
	単身赴任手当	○		
	特殊勤務手当	機関手当	○	
		活動手当(消防)	○	
		活動手当(救急)	○	○
		活動手当(潜水)	○	
		活動手当(救助)	○	
		夜間特殊勤務手当	○	
	国際緊急援助手当	○		
	時間外勤務手当	○	○	
	休日勤務手当	○	○	
	夜間勤務手当	○	○	
	宿日直手当	○	○	
	管理職手当	○	○	
管理職員特別勤務手当	○	○		
期末手当	○	○		
勤勉手当	○	○		
災害派遣手当	○			
退職手当	○	○		

協議第18号

職員の階級及び職務の級について

協議内容	新たに堺市職員となる者の階級及び職務の級は、広域化前の階級及び職務の級、並びに堺市の他の職員との均衡を考慮のうえ決定する。
------	---

(理由等)

- (1) 消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）により、管轄する区域の人口規模、または職員数により消防長の階級は、堺市消防局の消防長は消防司監、大阪狭山市消防本部の消防長は消防司令長の階級と定められている。また、職務の級の最上位は、堺市が局長級、大阪狭山市が部長級であり、各組織における階級ごとに定められる職務の級及び役職は異なっている。
- (2) 大阪狭山市に新たに設置される消防署の人員体制は、堺市消防局の人員体制を基本とし、階級及び職務の級は堺市消防局を基準とする。
- (3) 堺市消防局職員として採用するにあたり、その職員が広域化前に担っていた役職や職務内容、職責を考慮するとともに堺市消防局職員との均衡を考慮し、階級及び職務の級を決定することを基本とする。

【階級別職員比率の比較】

堺市消防局				大阪狭山市消防本部				堺市消防局（消防署・1出張所）			
階級	職員数 (人)	比率 (%)	累積比率 (%)	階級	職員数 (人)	比率 (%)	累積比率 (%)	階級	職員数 (人)	比率 (%)	累積比率 (%)
司監	1	0.1	0.1	司監				司監			
正監	7	0.8	0.9	正監				正監			
監	16	1.8	2.6	監				監	1	1.4	1.4
司令長	40	4.4	7.0	司令長	1	1.3	1.3	司令長	4	5.6	7.0
5級司令	72	7.9	14.9	司令	11	14.7	16.0	5級司令	5	7.0	14.0
4級司令	147	16.1	31.0	司令補	19	25.3	41.3	4級司令	8	11.3	25.3
司令補	238	26.1	57.1	士長	17	22.7	64.0	司令補	17	23.9	49.2
士長	292	32.0	89.1	副士長	17	22.7	86.7	士長	26	36.6	85.9
副士長	0	0.0	89.1	士	10	13.3	100.0	副士長	0	0.0	85.9
士	99	10.9	100.0	合計	75	100.0		士	10	14.1	100.0
合計	912	100.0						合計	71	100.0	

【役職別職員比率の比較】

堺市消防局				大阪狭山市消防本部				堺市消防局（消防署・1出張所）			
階級	職員数 (人)	比率 (%)	累積比率 (%)	階級	職員数 (人)	比率 (%)	累積比率 (%)	階級	職員数 (人)	比率 (%)	累積比率 (%)
局長級	2	0.2	0.2	局長級				局長級			
部長級	6	0.7	0.9	部長級	2	2.7	2.7	部長級			
部次長級	0	0.0	0.9	部次長級	2	2.7	5.3	部次長級			
課長級	56	6.1	7.0	課長級	8	10.7	16.0	課長級	5	7.0	7.0
課長補佐級	72	7.9	14.9	課長補佐級	8	10.7	26.7	課長補佐級	5	7.0	14.1
係長級	147	16.1	31.0	主幹	5	6.7	33.3	係長級	8	11.3	25.4
一般職	629	69.0	100.0	主査	20	26.7	60.0	一般職	53	74.6	100.0
				主任	20	26.7	86.7				
				一般職	10	13.3	100.0				
合計	912	100.0		合計	75	100.0		合計	71	100.0	

【階級、役職、管理職手当、職務の級、選考方法の比較】

堺市消防局					大阪狭山市				
階級	役職	管理職手当	職務の級	選考方法	階級	役職	管理職手当	職務の級	選考方法
司監	局長	○	8級	選考	司令	部長級	○	8級	選考
正監	局次長	○				7級	次長・署長	○	
	部長級	○	課長・参事				○	6級	
監	課長級	○	6級		司令補	課長補佐	○	5級	試験
司令長						—	主幹	—	
5級司令	課長補佐級	—	5級		士長		主査		—
4級司令	係長級					—		4級	
司令補	一般職	—	3級		副士長		主任		—
士長			2級	—		2級		—	
士		1級	—		1級		士		一般職

【堺市消防局の級別標準的職務、受験資格等】

等級別基準職務		受験（選考） 資格	試験等	求められる役割	階級	主な任務
1 級	消防士の職務	大卒(22歳～29歳) 高卒(18歳～21歳)	採用	最前線の業務遂行者	消防士	隊員、機関
2 級	消防士長の職務	大卒 2年以上 高卒 4年以上	選考 (自己提案書、所属長面談により推薦)	幹部職員として責任ある業務遂行者	消防士長	小隊長代理隊員、機関
3 級	消防司令補の職務	消防士長で 2 年以上	大阪府統一試験	一般職のリーダー的業務遂行者	消防司令補	小隊長、隊員(機関)
4 級	係長又は主査の職務	消防司令補で 3 年以上、かつ 30 歳以上	消防局内部試験	業務の中心的遂行者	消防司令	係長、主査出張所長
5 級	課長補佐又は主幹の職務	39 歳以上、係長級 5 年以上	選考(昇任評価)	業務の統括責任者、所属長の補佐	消防司令	課長補佐主幹分署長
6 級	課長、署長、副署長、参事の職務	45 歳以上、課長補佐級 5 年以上	選考(昇任評価)	管理職	消防司令長 消防監	課長、署長、参事
7 級	部長、部理事、署長(部長級)の職務	50 歳以上、課長級 5 年以上	選考	管理職	消防正監	部長、署長(部長級)
8 級	消防局次長の職務	54 歳以上		管理職	消防正監	消防局次長
	消防司監				消防局長	

協議第19号

職員の教育・訓練・研修等について

協議内容	1 堺市消防局の例に統一する。 2 広域化に伴う必要な教育・訓練・研修等を計画的に実施する。
------	---

(理由等)

- (1) 新消防体制の円滑な運営及び高度化・専門化する業務に対応するため、堺市の職員として必要な知識及び技術の習得を目的とした研修及び資格取得等を堺市消防局の人材育成基本方針及び研修計画等に基づき、計画的かつ効果的に実施し、人材の育成に取り組む。
- (2) 広域化に合わせた実施時期や対象、実施方法や内容について、効率的かつ効果的な手法を考慮したうえで事前・当初・事後等に区分し、必要な教育・訓練・研修等を計画的に実施する。

協議第 20 号

職員貸与物品について

協議内容	堺市消防局の例に統一する。 ただし、経費の負担等を考慮し、当分の間は現状の貸与品を使用することを認める。
------	---

(理由等)

消防吏員の被服及び火災現場用防火衣等の貸与品は、統制された部隊運用及び安全管理を行うための重要な要素であり、また、職員の士気向上及び一体感の醸成につながることを踏まえ、堺市消防職員服制規則（平成 20 年規則第 114 号）に基づき、早期に統一する。

協議第 2 1 号

消防施設計画について

協議内容	堺市消防局の例に統一する。
------	---------------

(理由等)

(1) 消防車両・資機材等については、堺市消防局の各種基準及び計画に基づき、整備を進める。

【大阪狭山市消防本部配置車両】

令和 2 年 2 月 1 日現在

車両名	車種	車両番号	配置年月日	配置場所	更新基準
ポンプ車	三菱CD-I [非常用]	和泉 800 さ 6591	H14. 12. 13	消防署	13 年
	日野CD-I (CAFS)	和泉 800 す 5389	H24. 6. 5	消防署	13 年
	日野CD-I (CAFS)	和泉 800 す 6632	H26. 11. 11	消防署	13 年
	日野CD-I (CAFS)	和泉 800 す 7740	H29. 2. 21	出張所	13 年
救助工作車	日野BDG改 (II型)	和泉 832 む 119	H21. 8. 20	消防署	12 年
15mはしご車	日野CD-II	和泉 832 ほ 119	H20. 11. 14	出張所	17 年
高規格救急車	トヨタハイエース [非常用]	和泉 833 せ 119	H22. 3. 23	消防署	8 年・15 万km
	トヨタハイエース	和泉 830 そ 226	H24. 12. 25	消防署	8 年・15 万km
	トヨタハイエース	和泉 830 す 8076	H29. 11. 22	出張所	8 年・15 万km
指揮車	ホンダステップワゴン	和泉 800 す 828	H17. 12. 13	消防署	12 年
軽四連絡車	スズキ	和泉 880 あ 770	H21. 3. 12	消防署	8 年
資機材搬送車	マツダ (訓練指導車)	和泉 130 ち 119	H21. 8. 27	出張所	17 年
査察車	トヨタノア	和泉 800 す 8854	H31. 1. 15	消防署	12 年

協議第 2 2 号

通信施設について

協議内容	1 堺市消防局の施設に統一する。 2 堺市消防局の運用に合わせて、消防救急無線（活動波）を整備する。
------	---

（理由等）

- (1) 堺市消防局は、消防救急無線及び消防指令管制システムにおけるメール配信、現場指揮用情報端末、スマートデバイス（携帯電話回線による受令、映像送受信）等の装置ほか、消防電話、消防OA、テレビ会議システム等の通信施設を整備していることから、広域化後の大阪狭山市内の消防署所においても、同施設を整備する。
- (2) 消防救急無線設備は、両市ともに平成 24 年度から整備したことから、今後、令和 5 年度以降の同時期の更新を控えている状況であり、広域化に伴う整備は、遅滞なく円滑な無線運用を開始すること及び全面更新を見据えた費用対効果を鑑みた最適なシステム構成の設計とする。
- (3) 堺市消防局の運用基準では、大規模災害時等の署別部隊運用を可能とするため、1 消防署に 1 波の無線（活動波）を整備していることから、1 本部 9 消防署分の 10 波を取得する必要がある。
- (4) 近畿総合通信局への免許再申請には、堺市消防局消防指令センターから大阪狭山市管内を無線統制する場合の他市への影響度等の電波伝搬調査（専門業者によるシミュレーション）結果や整備計画書等を作成し提出する必要がある。

協議第 23 号

経費負担方法について

協議内容	<p>1 広域化を開始するために必要となる初期投資経費は、大阪狭山市が負担する。</p> <p>2 消防事務の委託業務を遂行するために要する経費は、委託料として大阪狭山市から堺市に支払うものとする。</p> <p>3 委託料は、堺市の消防事務に係る経費（各市単独経費を除く。）を、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。</p>
------	---

(理由等)

- (1) 事務委託方式による広域化であるため、運用開始に必要なとなる指令システム及び通信施設の統合整備費、大阪狭山市消防本部通信指令設備撤去費、消防署庁舎改修費、職員貸与品購入費等の初期投資経費については、全て大阪狭山市の負担とする。なお、国の財政措置を最大限活用する。
- (2) 委託料については、堺市消防局の消防事務にかかる経費（各市単独経費を除く。）に、堺市、高石市及び大阪狭山市の基準財政需要額（地方交付税法第 11 条の規定により算定した額。）の按分率を乗じて算出した額とする。

$$\text{大阪狭山市の委託料} = \text{堺市消防局の消防事務にかかる経費（各市単独経費を除く。）} \times \text{基準財政需要額按分率（大阪狭山市 / (堺市 + 高石市 + 大阪狭山市)）}$$

【国による財政措置の活用】

経費項目	特別交付税		地方債		国庫補助金
	消防広域化準備経費	消防広域化臨時経費	緊急防災・減災事業債 (広域消防運営計画に基づく整備に限る。)	一般単独事業 一般補助施設整備 等事業債	施設整備費補助金 緊急消防援助隊設備整備 費補助金
	1 計画策定 協議会負担金 委員報酬 広報誌作成 住民意向調査	2 ①署所再配置に伴う通 信等施設設備 2 ②本部名称・場所の変更 2 ③業務統一・規程整備等 2 ④その他	3 (1)署所の増改築 3 (2)消防本部から署所に改築 4 指令装置等の整備 5 車両等の整備	3 (3) (1)(2)以外	6 緊援隊車両等の整備
一般財源所要額の 3~5 割程度	一般財源所要額の 3~5 割程度	充当率 100% 交付税算入率 70%	充当率 90% (通常 75%)	交付決定に 特段の配慮	
広域消防運営計画策定経費	○	×	×	×	×
広報紙作成経費	○	×	×	×	×
無線施設統合整備事前調査費	×	○	△	△	×
指令システム改修費	×	○	○	○	×
無線施設統合整備費	×	△	△	△	×
消防署庁舎改修費	×	△	○	○	×
消防署所・車両表示変更経費	×	○	△	△	×
庁内 LAN 整備関係費	×	○	△	△	×
被服費	×	○	×	×	×
署旗製作費	×	○	×	×	×
消防車両整備費	×	×	○	○	△
消防署所庁舎建設費	×	×	○	○	×

○：該当する △：条件を満たせば該当する ×：該当しない

【初期投資経費】

項目	費用	備考
無線設備統合整備事前調査	約 200 万円	最適な統合整備を行うための事前調査（工程・工期・費用等の検討、電波伝搬調査・基本設計等）
無線設備統合整備改修工事	約 5,000 万円	無線統合に係る改修・増設工事等（実施設計含む）
指令システム統合整備改修工事	約 1 億 6,700 万円	指令システム統合に係る改修・増設工事等（基本設計・実施設計含む）
庁舎改修工事 （通信指令設備等の撤去含む。）	約 1,730 万円	堺市消防局の消防署施設整備基準に基づく大阪狭山署の整備（署長室、女性職員用施設の増設、大阪狭山市消防本部の指令システム・無線設備、大阪狭山市 OA システムの撤去等）
車両標示及び名義の変更	約 100 万円	ステッカー、剥離、張付作業 12 台分
被服	約 4,440 万円	制服、防火衣等 1 名分約 60 万円×74 名分
署旗・公印等	約 30 万円	堺市大阪狭山消防署の旗、公印（市長、署長等）

協議第 2 4 号

財産の取扱いについて

協議内容	1 大阪狭山市内の消防署所庁舎の土地建物等（不動産）の財産は、大阪狭山市が所有し、堺市に無償貸与する。 2 大阪狭山市の消防車両等（動産）の財産は、堺市に譲与する。
------	---

（理由等）

- (1) 消防署所庁舎は、消防事務執行に必要な公共施設であると同時に、他の用途に再利用可能な財産ともなることから、大阪狭山市が所有・管理し、堺市に無償貸与するものとする。
今回の事務委託（受託）に伴う新たな財政需要が生じないよう現有物品を最大限活用するとともに、必要な設備等は堺市消防局管内の消防力の均衡を保つための一定の基準をもって整備する。
- (2) 大阪狭山市内の消防署所は、大阪狭山市役所等と同一敷地内に建設されていることから、無償貸与する範囲については、今後の適正な管理と効率的な運用を行うため、占有境界を明確にし、使用条件等の申し合わせ又は使用許可証等の文書を取り交わすものとする。
- (3) 大阪狭山市内の消防水利は、消防法第 20 条に基づき、大阪狭山市が設置、維持管理するものとし、消火栓の設置は、水道法に基づき、大阪狭山市の費用負担による水道事業者の責任となることから、今回の事務委託の範囲外ではあるものの、その設置、指定、維持・管理等については、管轄の消防署の意見を聴き、情報を密にして行うよう努めるものとする。
- (4) 消防車両等は、用途が限定され比較的短期間で消費、更新するものであるため、堺市消防局が主体的かつ速やかに更新業務等を担っていくことが望ましいため、大阪狭山市が現有する動産は、堺市に譲与する。
- (5) 広域化後の消防車両等の整備は、堺市が全てを担い、所有するものとし、大阪狭山市は、委託料として応分の財政負担を負うものとする。
- (6) 大阪狭山市は、無償貸与及び譲与する財産等に係る債務及び償還の財政負担を負うものとする。

協議第 25 号

手数料、負担金等の取扱いについて

協議内容	<p>1 消防法令等に基づく事務に係る手数料については、堺市消防局の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。</p> <p>2 現状、大阪狭山市が他団体等に支出している助成金等は、大阪狭山市が必要に応じ継続して負担する。</p> <p>3 広域化に伴い、堺市が一括して支払う負担金等は、大阪狭山市が応分を負担し、委託料として堺市に支払う。</p>
------	---

(理由等)

- (1) 消防法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法の許可申請等に係る事務は、堺市消防局が執行することから、その手数料は堺市消防局の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。
- (2) 現状、大阪狭山市が他団体等に支出している助成金等の取扱いについては、これまでの経緯、目的及び効果等に配慮しつつ、大阪狭山市が必要に応じ継続して負担するものとする。
- (3) 広域化に伴い一括して堺市が支払う負担金等の取扱いについては、その算定方法や支出に対する交付金等の状況を整理し、大阪狭山市が応分を負担するものとする。

【歳入の概要】

(平成 30 年度)

項目	歳入決算額		備考
	堺市	大阪狭山市	
危険物手数料	44,246,600	490,000	堺市収入
高圧ガス検査等手数料(液石等含む)	10,745,480	291,000	堺市収入
権限移譲事務交付金	0	513,000	堺市収入
土地・建物貸付収入	7,249,008	36,000	
目的外使用料	1,088,415	0	
合計	56,809,503	1,330,000	

【負担金等一覧】

(平成 30 年度)

項目	歳出決算額		備考
	堺市	大阪狭山市	
大阪市町村消防財団負担金	8,569,700	686,900	大阪狭山市支出(非常備分のみ)
救急安心センター負担金	19,297,000	1,068,000	(うち高石市1,129,000)
航空消防運営費府負担金	20,134,000	2,101,000	大阪狭山市支出(府交付金関係)
防火防災訓練災害補償等共済保険料	839,000	57,000	大阪狭山市支出
女性防火クラブ助成金	—	180,000	大阪狭山市支出
合計	53,874,000	4,879,620	

協議第 26 号

消防団との連携確保（通常時の連携体制）について

協議内容	大阪狭山市消防団の事務担当は、大阪狭山市（防災・防犯推進室）とする。
------	------------------------------------

（理由等）

- (1) 大阪狭山市消防団は、これまで大阪狭山市消防本部と連携協力し、長きにわたり地域に根ざした活動を行ってきており、広域化後もこれまでどおりの活動を行う意向であるため、大阪狭山市（防災・防犯推進室）が事務を引き継ぐ。
- (2) 大阪狭山市消防団は、広域化後もこれまでどおり大阪狭山市消防出初式及び各種訓練等を実施する意向であるため、堺市大阪狭山消防署は、大阪狭山市消防団からの依頼に基づき、協力するものとする。

【消防団組織概要】

消防団名	組織・機構	実員（うち女性）／定員	消防車両	事務担当	消防協会地区支部
堺市美原消防団	1 団 3 分団	47 人／50 人	3 台	堺市美原消防署予防課	泉北
堺市災害活動支援隊	1 団	72 人／100 人	—	堺市消防局警防部警防課	—
高石市消防団	1 団 2 分団	41 人（4 人）／50 人	3 台	高石市総務部危機管理課	泉北
大阪狭山市消防団	1 団 11 分団	104 人（9 人）／120 人	10 台	大阪狭山市防災・防犯推進室	南河内

【消防出初式への参加】

消防団名	消防出初式	参加者等
堺市美原消防団	堺市消防出初式参加	団員 28 人・車両 3 台
堺市災害活動支援隊	堺市消防出初式参加	隊員 10 人
高石市消防団	堺市消防出初式参加	団員 19 人・車両 1 台
大阪狭山市消防団	大阪狭山市消防出初式開催	全団員・全車両

協議第 27 号

消防団との連携確保（災害時の連携体制）について

協議内容	1 大阪狭山市消防団災害活動計画を作成し、現在の運用を継続する。 2 新たな連絡体制を構築し、消防署との強固な連携体制を確保する。
------	--

（理由等）

- (1) 大阪狭山市消防団は、堺市消防局の消防本部及び消防署と協議のうえ、大阪狭山市消防団災害活動計画を作成し、現在までの運用を基本とした火災等災害時の連携体制を確保する。
- (2) 新たに、堺市消防局消防指令センターから大阪狭山市消防団の事務局となる大阪狭山市（防災・防犯推進室）との連絡体制を構築し、迅速かつ適切な情報共有を行い、堺市大阪狭山消防署との強固な連携体制を確保する。

【消防団連絡体制】

<広域化前>

市 名	堺市	高石市	大阪狭山市
連絡部署	堺市美原消防署	堺市消防局消防指令センター	大阪狭山市消防本部通信指令室
連絡先	団長・副団長・分団長等	高石市危機管理課	団長・副団長・分団長等
方法	電話連絡（順次指令装置）	電話・FAX	メール・電話連絡（順次指令装置）
種 別	建物火災	建物火災	建物火災・風水害・その他
出動区域	美原区	高石市	大阪狭山市（各分団管轄区域ごと）

<広域化後>

市 名	堺市	高石市	大阪狭山市
連絡部署	堺市美原消防署	堺市消防局消防指令センター	<u>堺市消防局消防指令センター</u>
連絡先	団長・副団長・分団長等	高石市危機管理課	<u>大阪狭山市防災・防犯推進室</u>
方法	電話連絡（順次指令装置）	電話・FAX	<u>電話・FAX</u>
種 別	建物火災	建物火災	建物火災_____
出動区域	美原区	高石市	大阪狭山市_____

※ 変更箇所

協議第 28 号

防災・国民保護担当部局との連携確保について

協議内容	1 大阪狭山市（防災・防犯推進室）に、火災等災害事故の連絡窓口を設置する。 2 大阪狭山市災害対策本部には、堺市消防局から消防職員を参画させる。 3 大阪狭山市女性防火クラブの事務担当は、大阪狭山市（防災・防犯推進室）とする。
------	---

（理由等）

- (1) 堺市消防局消防指令センター等から大阪狭山市内で発生した火災等災害事故（救急事案を含む。）の連絡を行うため、大阪狭山市（防災・防犯推進室）に 24 時間体制の連絡窓口を設置する。
- (2) 死亡、重傷、特異事案及び施設・設備等の不備による負傷等の学校関係事案（学校内、登下校時、休日等における児童生徒の事故等）に関する情報は、消防指令センターから大阪狭山市（防災・防犯推進室）に連絡するものとする。
- (3) これまで大阪狭山市が実施してきた各種救命講習及び高齢者・福祉施策等の事業継続については、大阪狭山市からの依頼に基づき、堺市消防局の消防本部及び消防署が調整のうえ対応する。
- (4) 大規模災害発生時の情報共有、連携体制の確保を図るため、大阪狭山市からの依頼に基づき、大阪狭山市災害対策本部には、堺市消防局から必要な消防職員を参画させるものとする。
- (5) 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づく、市長による避難住民の誘導等は、同法第 62 条第 5 項の規定に基づき、大阪狭山市長から堺市長に対する求めにより堺市消防局が必要な措置を講ずることとなる。
- (6) 大阪狭山市女性防火クラブは、大阪狭山市と連携し、これまでと同様の活動を継続したい意向であることから、大阪狭山市（防災・防犯推進室）が事務を担当する。